

**Q 4 : 人権教育における「育てたい資質・能力」への変更や「三指導」の考え方の変更に伴い、学校で見直しを図るべきことについて教えてほしい。**

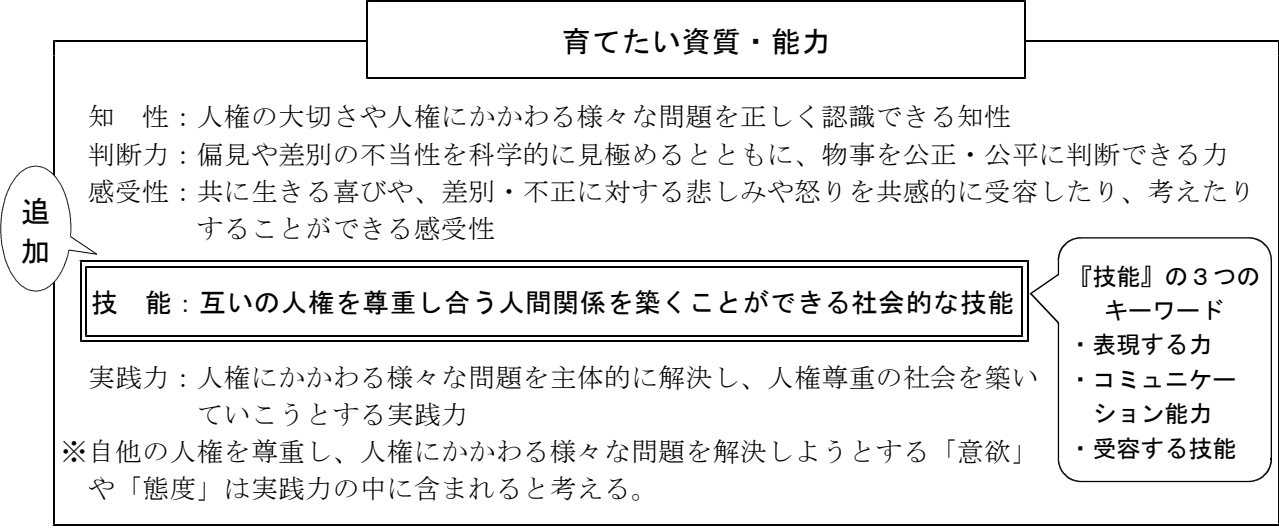
A : 栃木県では、平成28年度から、学校教育における人権教育の日々の取組に関わる人権教育の具体策（「育てたい能力・態度」や「三指導」の考え方等）が変更になった。  
それに伴い、各学校では、これまでの人権教育の全体計画や各教科等の指導計画に位置付けた「育てたい能力・態度」を、「育てたい資質・能力」として新たに「技能」の項目を位置付けるなどの見直しが必要となる。詳細については、人権教育指導資料（H29.3 県教委）を参照すること。

**1 変更点**

**(1) 「育てたい能力・態度」から「育てたい資質・能力」への変更について**

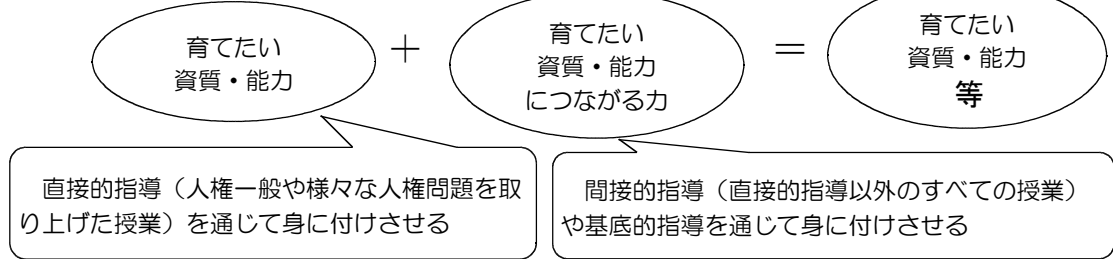
これまで本県では、人権教育を通じて育成する力を「差別解消を図る問題解決能力・態度（育てたい能力・態度）」としていた。しかし今回の変更で、「差別解消を図るための資質・能力（育てたい資質・能力）」とした。（※以下、「育てたい能力・態度」、「育てたい資質・能力」と表記する。）従来は、「知性」「判断力」「感受性」「実践力」の4項目を設定していたが、変更後は、これまで実践力に含まれていたとした「技能」を追加し5項目とした。

「技能」では、「偏見や差別の不当性を適切に表現する力」「人権に係る対立的な問題を調整するためのコミュニケーション能力」「人種・民族・思想・指向などの違いを認め、受容する技能」など、児童生徒がそれまでに身に付けた知識や感性を活かしながら、互いの人権を尊重し合う人間関係を築くことができる社会的な技能を身に付けられるようにする。



**(2) 「育てたい資質・能力等」という考え方について**

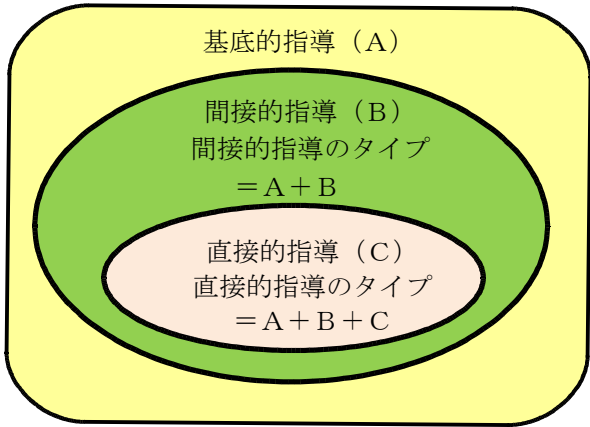
今回の変更では、「育てたい資質・能力」は直接的指導を通じて育むものとし、間接的指導や基底的指導を通じて育む、育てたい資質・能力の基盤となる力を「育てたい資質・能力につながる力」とした。さらに、「育てたい資質・能力」と「育てたい資質・能力につながる力」を総称して「育てたい資質・能力等」とした。



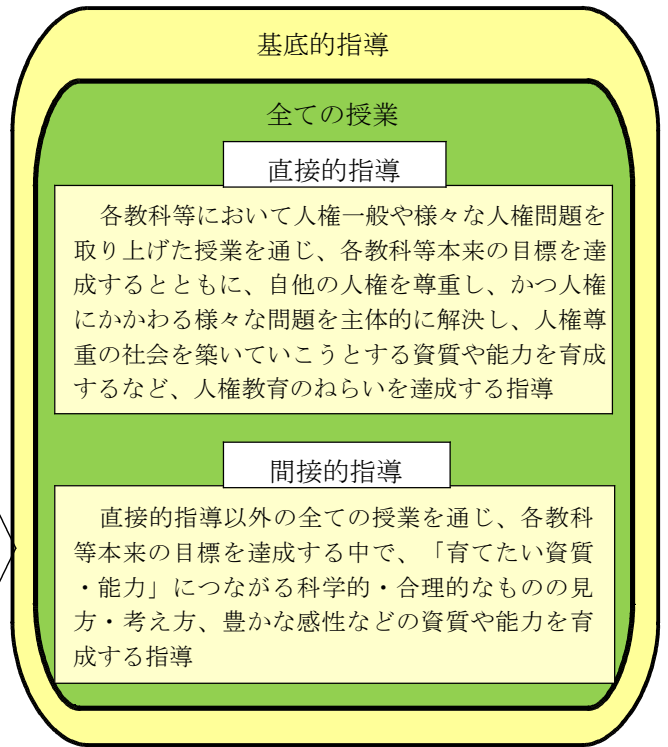
(3) 「三指導」の考え方の変更について

今回は、これまで分けて示していた三指導の考え方と授業のタイプを一体化することとした。直接的指導は人権一般や様々な人権問題を取り上げた授業を通じて人権教育のねらいを達成する指導、間接的指導は直接的指導以外の全ての授業を通じて「育てたい資質・能力につながる力」を育成する指導とした。

【変更前】



【変更後】



2 変更への対応

(1) 指導計画等において

各学校においては、これまでの人権教育の全体計画や各教科等の指導計画に位置付けた「育てたい能力・態度」を見直し、「育てたい資質・能力等」として新たに「技能」の項目を位置付ける。

【小学校の例】

各教科等の育てたい資質・能力等

	【知性】	【判断力】	【感受性】	【技能】	【実践力】
	人権の大切さや人権にかかわる様々な問題を正しく認識できる。	物事を科学的・合理的に見極め、公正・公平に正しく判断することができる。	人の心を思いやり、悲しみや怒り、悩みや喜びを感じ取ることができる。	互いの人権を尊重し合う人間関係を築くための技能を身に付けることができる。	仲間を大切にし、学び合い喜び合い励まし合っていて問題を解決しようとする。
国語	・言葉のもつ正しい意味を理解し、論理的に物事を捉えることのできる。	・正しく文章を読み取り物事の善し悪しを判断することができる。	・相手の立場や考え方に共感したり、表現の美しさを感じ取ったりすることができる。	・自分の意志を筋道立てて伝えたり、相手の話を正しく理解したりして、よりよい人間関係を築くための技能を身に付けることができる。	・意見の違いや共通点に気づき、相手の立場や考えを理解しながら主体的に課題を解決しようとしている。

(2) 学習指導案において

学習指導案に「人権教育との関連」「人権教育の視点」「生かしたい児童生徒」を位置付ける際に、「技能」との関わりがある場合には、その旨を記述する。

【参考資料】

- ・「人権教育指導資料 人権教育推進のためのQ&A」 H29.3 県教委
- ・「平成29年度 人権教育推進の手引」 H29.4 県教委
- ・「平成28年度 人権教育推進の手引」 H28.4 県教委